

取組の方向1

個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

< 主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 >

1 小・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

(1) 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

ア 調査の目的

- (ア) 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育施策に生かす。
- (イ) 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題及び解決策を明確にし、教育施策に生かす。
- (ウ) 各学校は、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。
- (エ) 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容<悉皆調査・自校採点>
 - 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
 - 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
- (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
- (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

(2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント、問題の趣旨及び問題内容並びに調査の分析方法・結果及び授業改善のポイントに関する説明会を都内の全公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

(3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

(4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、

東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

- (5) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒、保護者、地域の方々、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

- (6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果に基づき、学力に課題のある学校へ国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して訪問し、指導・助言を行い、授業改善の取組を支援する。

- (7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供〈メールマガジンの配信〉

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、東京都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

- (8) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導、中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

- (9) 「東京ベーシック・ドリル」の電子化

「東京ベーシック・ドリル」を電子化し、自動採点や児童・生徒の学習状況の把握等を行えるようにするとともに、放課後の補習や家庭学習でも活用できるようにすることで、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。

2 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

- (1) 自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施

全都立高等学校（進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校、通信制高校を除く。）において、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・計画的な指導を行う。また、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

ア 「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードを作成及び自校の学力スタンダードのホームページへの掲載

イ 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

ウ 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

エ 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施

オ 各校独自の学力調査の実施と分析

カ 学力スタンダード推進協議会の開催

取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

(2) 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成する。作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに保存・登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード」学力調査問題検討委員会の設置

イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討及び問題作成を実施

ウ 「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の作成

エ 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

3 アクティブ・ラーニングに関わる指導内容・方法の研究・開発（指導部）

(1) アクティブ・ラーニング推進校の指定

ア 平成28年度は「アクティブ・ラーニング推進校」を15校指定し、指定校では次の取組を行う。

(ア) 外部講師を招へいし「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした指導方法に関する校内研修の実施

(イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の視察

(ウ) 「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした授業の開発

(エ) 研究成果報告書の作成

イ 「アクティブ・ラーニング推進校」による成果の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 推進校が作成した報告書を基に指導資料集を作成するとともに、実践映像などをDVDにまとめ、全都立高校に配布する。

(イ) 実践報告会を開催し、推進校の実践の成果を全都立高校に向けて普及する。

4 外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 「放課後子供教室」の促進

ア 研修内容の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとして研修内容の充実を図り、区市町村を支援していく。なお、平成27年度は研修を5回実施した。

イ 情報提供の充実

放課後子供教室における学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な活動事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況、課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放

課後子供教室の推進を図る。

平成 27 年度は 55 区市町村 1,112 小学校区、都立特別支援学校 13 教室で実施した。

ウ 活動プログラムの充実

次代を担う人材育成を目的とする、学力や体力向上等の取組を含めた年 12 回以上の継続的・体系的な活動プログラムを実施する放課後子供教室を運営する区市町村に対してそれら活動プログラムの中心的役割を担う教育活動推進員の謝金を都独自に上乘せ補助を行う。こうした取組を通じて活動内容の充実を図る区市町村を支援していく。

(2) 「地域未来塾」の促進

ア 情報提供の充実

各地区における地域未来塾の特色的な実践事例等を収集し、広報誌等を活用した情報提供を行うとともに、関係課長会や担当者会など様々な場を通じて働き掛けを行う。区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

平成 28 年度は 12 区市で事業を実施する予定である。

(3) 「校内寺子屋」の実施

ア 生徒の個の状況に応じた学力向上を支援するために、学力向上研究校として、都立高等学校を 10 校指定

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 180 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期考査など定期的に学力調査を実施し、結果を分析する。

エ 学習支援ソフトの活用

学校に配備されたタブレット端末に都教育委員会が指定した弱点を克服する学習支援ツールを導入し、活用する。

5 都立学校における進学指導重点校等の指定（都立学校教育部・指導部）

難関国公立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等に指定された 26 校と中高一貫教育校 10 校による進学指導研究協議会の参加校を対象に、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

(1) 進学指導重点校等の指定

ア 進学指導重点校 7 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

イ 進学指導特別推進校 6 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

ウ 進学指導推進校 13 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

(2) 外部機関による進学指導コンサルティング事業の実施

学校ごとに教科の指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行

取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

う進学指導コンサルティング事業を、年間9校を対象として実施する。

(3) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案方法、教科指導法等について学ぶための教科主任部会を5教科で実施する。

(4) 学習指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する学習指導員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各校の進学指導事務の効率化を図る。

< 主要施策2 理数教育の充実 >

1 小・中学校における、理科の授業を充実させる取組の充実（指導部）

(1) 小学生科学展の実施

都内公立小学校児童の理数に対する意欲を高めるため、理数に関わる自由研究を展示する「小学生科学展」を実施する。

(2) 東京ジュニア科学塾の実施

科学に高い興味・関心がある中学生の資質・能力を更に伸長するため、中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を実施する。

(3) 中学生科学コンテストの実施

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する「中学生科学コンテスト」を実施する。

(4) 実験・観察アシスタントの配置

小学校・中学校の理科授業に、学生や社会人、地域人材等を「観察・実験指導スタッフ」として配置し、観察や実験等の充実を図る。

(5) 理数授業特別プログラムの実施

小学校・中学校において、大学や企業と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための特別プログラムを実施する。

(6) 理科支援ボランティア活用モデル地域の指定

小学校・中学校における地域人材等のボランティアの理科授業に係る活用について、効果的な運営方法を検討する。

(7) 理科教育カンファレンスの実施

理科を指導する小学校・中学校の教員が、都や国における課題や先進事例を共有し、理科教育の改善・充実を図ることができるよう、会議を開催する。

2 高等学校における理数教育の充実（指導部）

(1) 「理数アカデミー校」・「理数イノベーション校」の指定

ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラ

ムに取り入れる。

イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。

ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。

エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。

オ 「科学の甲子園全国大会」出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

(2) 「理数研究校の充実」

ア 理数に興味をもつ生徒の裾野拡大に取り組む学校を、「理数研究校」（24校）として指定する。

イ 生徒が理数に関する研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表する。

ウ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」への出場及び「研究発表会」におけるパネル発表）に参加して、競技・交流を通じて互いに高め合い、理数に関する興味・関心と知識・技能の更なる向上を図る。

3 医学部等進学希望先を同じくする生徒の育成（都立学校教育部）

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院の職場見学や医療関係者との交流、医学部の大学教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

< その他の事務事業 >

1 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

小学校や中学校への入学直後の小1問題や中1ギャップを予防・解決するために、1学級35人の学級編制を可能とする教員加配を行っている。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校第1学年には35人学級編制が導入されたため、小学校第2学年及び中学校第1学年について加配の対象としている。

なお、加配対象校は、学校の実情に応じて、学級規模の縮小のほか、ティームティーチングなどを選択することができる。